

国土交通省からのお知らせ・ご案内 最近のトピック(国土交通省報道発表等)

最近のトピック一覧(オンライン説明会9月期)

NO	掲示日	トピックのタイトル	URL	コード
1	令和8年8月24日	第2回「適正原価の設定に向けた有識者検討会」を開催します ～関係者へのヒアリングを実施～	https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000359.html	
2	令和8年8月26日	「標準的運賃」に係る実態調査結果の公表 ～「標準的運賃」の浸透・活用状況等について調査を実施～	https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000361.html	
3	令和8年8月31日	忘れない、いつもの暮らしにクルマの点検 点検整備やらないと ～9月・10月は「自動車点検整備推進運動」の強化月間です～	https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000364.html	
4	令和8年8月25日	国土交通省「自動運転トラック実装支援事業費補助金」における二次 公募結果の公表について	https://www.pwc.com/jp/ja/newsroom/2026/autonomous-truck-investigation2608.html	
5	令和8年8月26日	中小物流事業者の労働生産性向上事業費補助金（荷役等の効率化 に向けた「標準仕様パレット」の利用促進支援事業）の4次公募につ いて	https://www.mlit.go.jp/report/press/tokatsu01_hh_001038.html	
6	令和8年8月31日	令和8年度自賠責制度広報・啓発活動の実施について ～あなたの自賠責が、みんなの交通社会を支えている。～	https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000773.html	

概要

- 令和7年6月に成立・公布した貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和7年法律第60号）及び貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律（令和7年法律第61号）により、トラック運送事業者が自ら貨物を運ぶときや、他のトラック運送事業者等に運送を委託するときは、国土交通大臣が定める「適正原価」を継続して下回らないようにすることとされ、本規定については、同法の公布から3年以内に施行することとされているところ。
- これを受け、国土交通省、経済産業省、農林水産省等の行政機関、学識経験者、関係団体等を構成員とする「適正原価の設定に向けた有識者検討会」を立ち上げ、「適正原価」の適切な設定に向けた論点整理と方向性について、議論を行う。

構 成 員

委員

【学識経験者】

- ・山内 弘隆 一橋大学名誉教授（座長）
- ・大島 弘明 流通経済大学流通情報学部教授
- ・首藤 若菜 立教大学経済学部教授
- ・西成 活裕 東京大学大学院工学系研究科教授
- ・二村 真理子 東京女子大学現代教養学部教授
- ・矢野 裕児 流通経済大学流通情報学部教授

【行政】

- ・原田 修吾 国土交通省大臣官房総括審議官兼物流統括調整官
- ・奈良 和美 国土交通省大臣官房審議官（物流・自動車）
- ・高橋 一郎 農林水産省大臣官房新事業・食品産業部長
- ・浅井 俊隆 経済産業省大臣官房審議官（商務・サービス担当）

専門委員

- ・（公社）全日本トラック協会
- ・全日本運輸産業労働組合連合会
- ・全国交通運輸労働組合総連合

オブザーバー

【行政】

- ・吉川 泰宇 公正取引委員会事務総局経済取引局調整課長
- ・川口 俊徳 厚生労働省労働基準局労働条件政策課長
- ・小高 篤志 中小企業庁事業環境部取引課長

【関係団体】

- ・（公社）全国通運連盟
- ・（一社）日本経済団体連合会
- ・日本商工会議所
- ・全国中小企業団体中央会
- ・全国商工会連合会
- ・全国農業協同組合中央会

今後の進め方（想定）

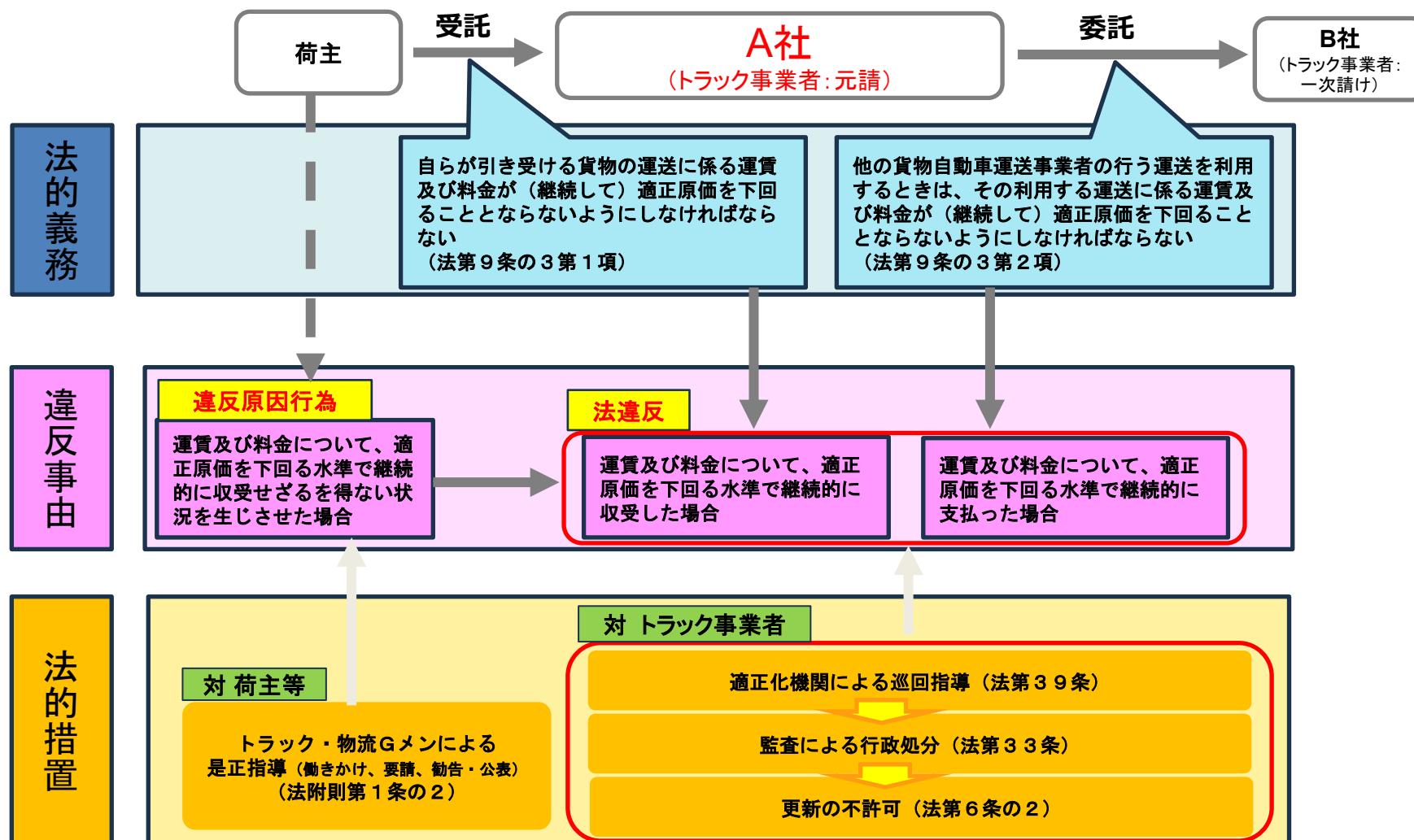
- 第1回検討会を7月17日に開催。その後は月1回の頻度で関係者ヒアリングや論点整理等を行い、年内を目途に提言とりまとめ。
- 提言を踏まえ、物流政策推進会議、運輸審議会を経て、「適正原価」を告示

提言のイメージ

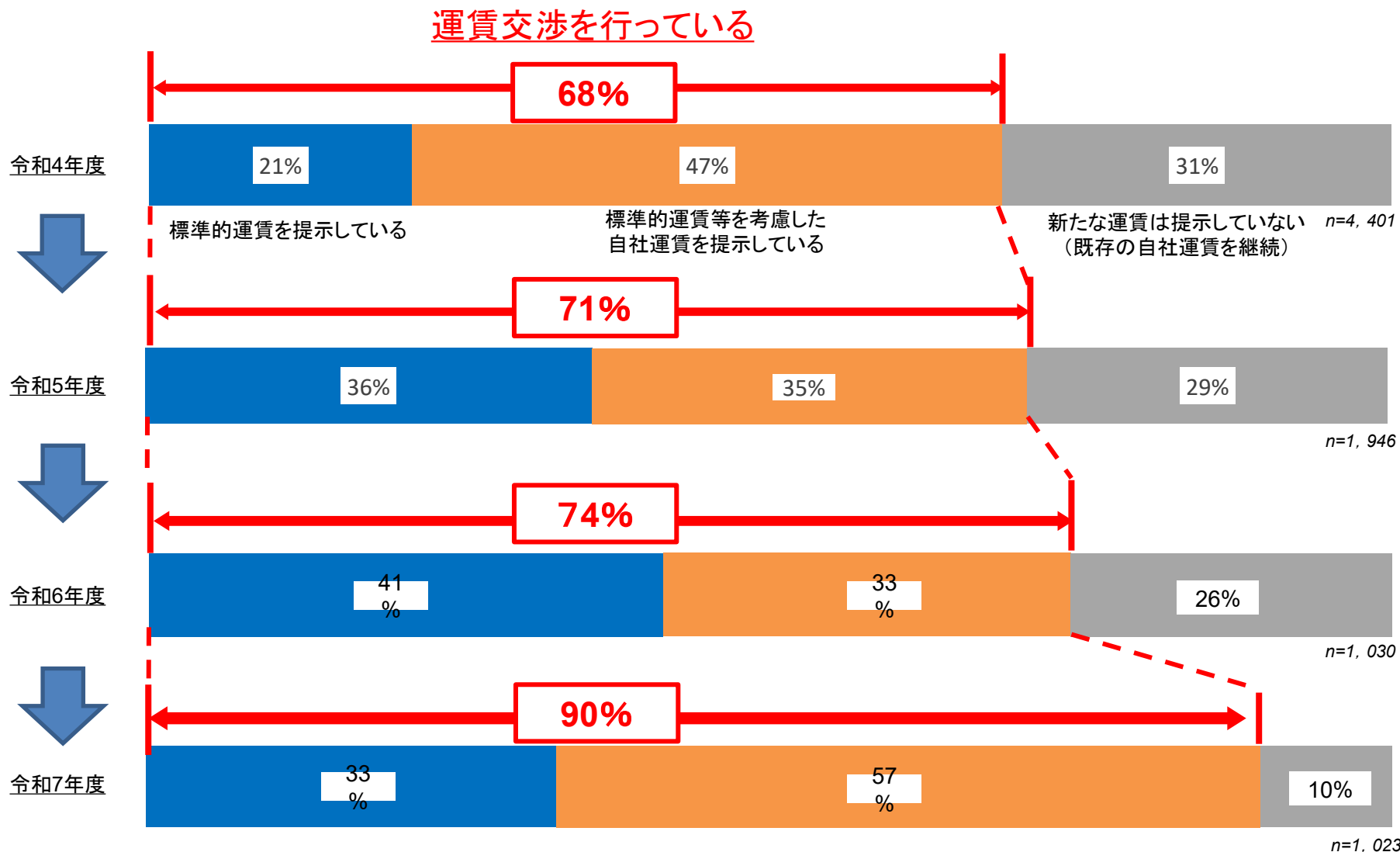
- ・「適正原価」に関する基本的な考え方（適正原価の目的、定義・位置付けや制度設計等）
- ・「適正原価」の構成要素及び算出の枠組み
- ※「適正原価」の具体的な金額については議論しないことを想定

No.1 「適正原価」に関する規定の全体像

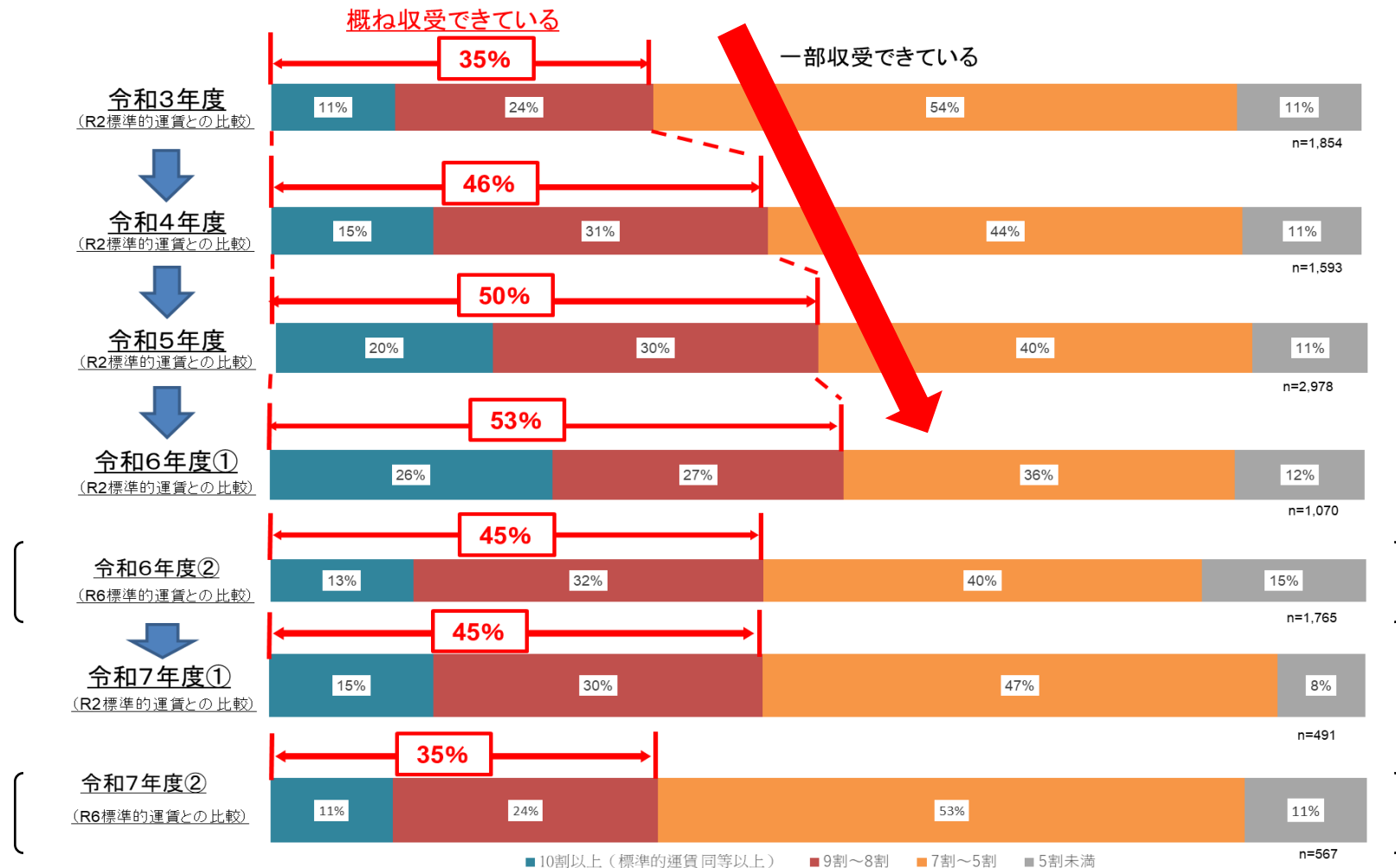
- トラック運送事業者は、自ら貨物を運ぶときや、他の事業者へ運送を委託するときは、国土交通大臣が定める「適正原価」を下回らないことを確保しなければならない。
- 一般貨物自動車運送事業者であるA社に着目した場合における法的義務や違反時の法的措置等は以下のとおり。



○ 運賃交渉を行っている事業者の割合は、近年微増してきたが、令和7年度は90%となり、前年度より16%増加した。



- 「標準的運賃」と実際に収受できた運賃との乖離率を調査
- 令和2年に告示した「標準的運賃」と比較した場合、「概ね収受できている」割合は増加傾向にあったが、令和7年度はやや減少している。



※令和7年度調査はサンプル数が過去調査と比較して少ないことに加え、回答者の属性(地域構成等)が令和6年度と大きく異なっていたことから、結果の解釈および過去調査との単純な比較には一定の留保が必要である。

自動車点検整備推進運動

- 自動車ユーザーに適切な点検整備の実施の必要性を理解してもらうため、国土交通省と自動車関係31団体で構成する「点検整備推進協議会」及び自動車関係15団体で構成する「大型車の車輪脱落事故防止に係る連絡会」が中心となって「**自動車点検整備推進運動**」を実施。
- **全国統一強化月間(9月)**に加えて**地域独自強化月間(R8年度は全地域で10月)**を設定し、点検整備の必要性や重要性、大型自動車に関する適切な点検整備の実施方法等の啓発を重点的に実施。

具体的な取り組み

点検整備の必要性や重要性の啓発

- 女性や10代～30代の若者世代の自動車ユーザーに重点を置き、点検整備の必要性や重要性を啓発。
 - ・ ポスター・チラシ、SNS等を活用して幅広く広報を実施
 - ・ 地域の特色を生かしたイベント等の開催
 - ・ 点検整備実技講習や無料点検等を実施



大型自動車に関する適切な点検整備の実施方法の啓発

- 大型車の車輪脱落事故やバスの車両火災事故等の防止のため、ホイールの取付け状態や燃料装置等の重点箇所に係る点検等を実施。
- 大型車ユーザーへの、ブレーキ等の安全上重要な装置の点検整備をはじめとした整備管理業務の徹底。
- 大型車に特化したチラシ等を用いて、点検整備実施を啓発。



地域の実情等に即した広報・啓発

- 運輸局・運輸支局及び地方関係団体と連携し、地方の点検整備に係る課題解消に向けた取り組みを実施。

事業目的

- 高速道路におけるレベル4自動運転トラックを活用した貨物運送について、輸送効率を向上させるための1対多の遠隔監視等の実証経費や2026年度以降の早期の社会実装に向けた初年度の運行経費の一部を支援する。

事業概要

- 自動運転トラックを活用した貨物輸送の早期実装に向けた取組について、トラック事業者等が負担する経費の一部を支援。

＜対象事業のイメージ＞

- 物流拠点間の幹線道路における自動運転トラック（セミトレーラ、ダブル連結トラック等を含む）によるピストン輸送
- 自動運転トラックが鉄道・港湾・空港等に乗入れる際の混在交通（地上作業員など）への対応や自動荷役機器等との連携
- 自動運転トラックの活用にあずかる物流拠点の整備・最適化 等

＜対象事業者＞

- トラック事業者、自動運転関連事業者 等

＜補助対象経費＞

- 自動運転車両の導入経費：車両購入費・部品費・架装費 等
- 物流拠点整備・改修費用：駐車スペース、トラックバースの造成・舗装 等
- 物流システム構築・改修費：1対多運行、混在交通、自動荷役機器等との連携に対応した運行システム等の構築・改修経費 等
- **早期の社会実装に向けた初年度の運行経費**

＜補助率等＞

- 補助率1/2以内



中小物流事業者の労働生産性向上事業費補助金 補助金交付のお知らせ

標準仕様パレットを導入・活用し
ユニットロード化や**一貫パレチゼーション**
 に取り組む事業者の方へ

4次公募

補助金
補助率 1/2 (上限あり)
 事業A: 荷役等の効率化500万
 事業B: 物流効率化の取組1000万
 までの交付となります。
 ※詳しくは公募要領をご確認ください。

事業イメージ

標準仕様パレット (レンタルT11型)

標準仕様パレットを用いた一貫パレチゼーションや、効果的な活用を回す事業者に対して、パレタイザーやフォークリフトなど、荷役機器等の導入を支援し効率的な荷役等を推進するための補助事業です。



補助対象機器例

※本図および記載機器はいずれも一例です



補助金に関する不明点は、公募要領等を確認のうえ、下記までお問い合わせください。

標準仕様パレット利用促進事業事務局

H P : <https://pacific-hojo.com/pallet/>

TEL : 050-5482-3523 【受付時間】平日10:00~17:00(土日祝日を除く)



補助対象・補助要件となる設備

標準仕様パレットの導入による、ユニットロード化や一貫パレチゼーション、荷役等の効率化等の取組に必要な設備・機器の導入費用、既存設備の改修費用、現有自社パレットの処分費用が補助対象となります。※パレットのレンタル費用は補助対象外です。

対象事業者 物流事業者・倉庫業者・荷主など

事業A : 【荷役作業効率化の取組】

設備	要件
① 標準仕様パレットの導入に伴う搬送設備等	・標準仕様パレットを運搬・荷役する設備※ 【搬送設備例】 パレタイザー、ラック、ハンドリフト、フォークリフト パレットローラー、垂直搬送機、フィルム包装機 輸送・保管ボックス等
② 現有自社パレット	・標準仕様パレット導入にあたって不要となった既存のパレットの処分費用

事業B : 【物流効率化の取組】

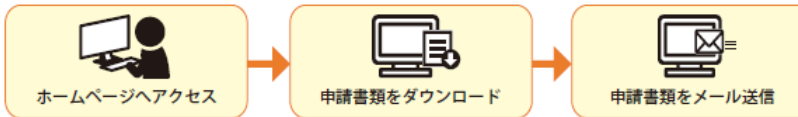
設備	要件
標準仕様パレットの効率的な利用にかかる機器・設備等	・標準仕様パレットの効率的な管理を行う機器・設備※ 【機器・設備例】 RFID、バーコード、二次元バーコード、三次元バーコード カメレオンバーコード、カラーバーコード、ラベル 入庫管理ゲート、ハンドスキャナー、カメラ、アンテナ等

※【搬送設備例】、および【機器・設備例】に列挙したもの以外でも、標準仕様パレットの導入に伴う設備、効率的な管理に伴う機器・設備として必要と認められた場合は、補助対象・補助要件となります。

※申請する事業により対象設備・要件の詳細は公募要領をご確認ください。

申請方法

ホームページから申請書類をダウンロードしていただき、メールにてご申請ください。



申請受付期間

申請受付開始

令和8年8月26日(水) 14:00~

申請受付終了

令和8年10月2日(金) 16:00



- 関係機関へのポスター・リーフレットの配布やデジタル広告・屋外広告、SNS等多様な媒体を活用し、引き続き自賠責保険加入促進活動を実施予定。

● 警察と連携した取組(令和8年7月～)

- ・警察と連携した街頭取締り及び利用者に対し自動車損害賠償責任保険・共済の促進等を目的としたキャンペーンを引き続き実施予定。
- ・教習所や免許センター、二輪販売店等へのリーフレットの配布拡充を予定。



<街頭取締の様子>

● 屋外広告、デジタル広告等を活用した周知(夏・秋頃)

- ・新たにポスター・リーフレットを作成し、関係機関(販売店、免許センター、教習所、高等教育機関など)への配布、屋外広告等を実施予定。

→特に、モペットや電動キックボード等の利用が多い若年層への更なる周知を図るべく、大学等へのアプローチの拡充や屋外広告の範囲拡大を予定。



<屋外広告イメージ>

- ・令和6年度末に作成した加入促進動画を引き続き活用し、Youtubeでの配信やデジタル広告、シネアド、イベント等での周知を実施予定。

→動画配信サービスへの広告掲載、X(旧Twitter)へのバナー広告出稿など、様々な広報媒体を通じて、更なる自賠責制度の理解促進に努める。

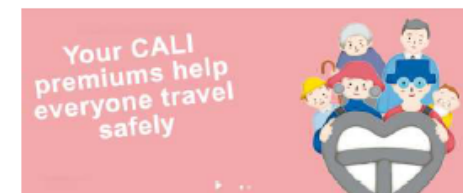


<加入促進動画>

● 外国人への周知強化(令和8年5月～)

- ・在留外国人受入機関と連携したヒアリングの実施や、在留外国人に対する効果的な広報手法の検討、多言語版のポスター・リーフレットの作成や外国人向けの自賠責制度に関する案内動画の制作を実施予定。

→自治体や技能実習団体等へのヒアリングの実施、動画コンテンツの制作・活用など、多様な広報媒体による情報発信の充実を図り、在留外国人に対する自賠責制度の理解促進に努める。



<多言語版ポータルサイト>